委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年8月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	●市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県		
3. 市区町村名	天理市		
4. 届出番号	13		
5. 独自利用事務の事例番号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/ku 99050384590.html	rasibunkabu/shiminka/mainanbaa/14	

執行機関名 天理市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活 支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二第26の 項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生 活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第百二十三号)第1条	天理市障害者移動支援事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社 今生活を覚さっていができるとう。必要な陰実垣がサービスに係る終付、地域生活支援事業その他の支援を	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号の規定に基づ き、屋外での移動が困難な <u>障害者及び障害児に対して、外出のための移動支援事業(以下「事業」という。)を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促す</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		天理市障害者移動支援事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	天理市障害者移動支援事業実施要綱 第5条		
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の屋外移動に係る移動支援事業利用申請に対する認定審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	天理市障害者移動支援事業実施要綱 第4条·第11条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報		